



府 食 第 2 1 3 号

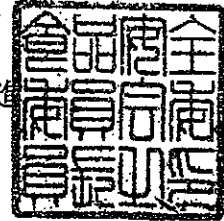
平成 2 5 年 3 月 1 8 日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

食品安全委員会

委員長 熊谷 進



食品健康影響評価の結果の通知について（回答）

平成25年3月8日付け厚生労働省発食安0308第2号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項に係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

記

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準」という。）の改正により、

- ① 「生食用鮮魚介類」、「生食用かき」及び「冷凍食品」の加工に当たり、使用が禁止されている化学的合成品たる添加物の例外として、「亜塩素酸水」、「亜塩素酸ナトリウム」及び「水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸」を追加すること
- ② 「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」の製造に当たり、保存料又は殺菌料としての使用が禁止されている化学的合成品たる添加物の例外として、「亜塩素酸水」及び「亜塩素酸ナトリウム」を追加すること

については、改正後の規格基準においても、これらの添加物は最終食品の完成前に分解、中和又は除去しなければならないとされており、これらの添加物の分解又は中和により新たな物質が生成されることがないことを前提とする限りにおいて、これらの添加物を改正後の規格基準に則り使用したとしても人の健康に悪影響を及ぼすおそれはなく、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。